

神戸市空き家地域利用応援制度
空き家地域利用片付け支援事業補助金交付要綱

令和元年6月3日 都市局長決定
令和3年3月31日 都市局長改正
令和4年3月31日 建築住宅局長最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内にある空き家の利活用を促進するため、片付け作業にかかる費用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住者又は利用者がおらず、今後も居住の用途に供される見込みのない住宅（住宅用途の部分が延べ面積の半分を超えているものに限る）をいう。
- (2) 地域利用バンク 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社（令和4年5月1日以降は、「一般財団法人 神戸住環境整備公社」と読み替える。）が実施する「空き家・空き地地域利用バンク」をいう。
- (3) 登録団体 地域利用バンクに登録された団体をいう。
- (4) 片付け作業 空き家内の家財道具等を処分及び整理する作業をいう。
- (5) 賃貸及び売買契約等 使用貸借契約及び賃貸借契約並びに譲渡契約及び売買契約をいう。

(対象となる空き家)

第3条 補助事業の対象となる空き家（以下、「対象空き家」という。）は、次の各号に定めるいずれかの要件を満たす物件とする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

- (1) 地域利用バンクに登録されている物件。ただし、原則として登録日から1年以上登録を継続するものとする。
- (2) 前号の物件所有者と登録団体の間において賃貸及び売買契約等（任意団体の場合は代表者名による契約を含む）を締結した物件。

2 過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けている物件は補助事業の対象としないものとする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす対象空き家の所有者もしくはその借主とする。

- (1) 対象空き家が共有名義の場合、この要綱に規定する補助金の交付申請に全所有者が同意していること。
- (2) 使用貸借契約及び賃貸借契約を締結した場合は対象空き家の所有者が片付け作業に同意してい

ること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）でないこと。

2 補助金は、同一申請者（当該空き家の共有者を含む）に対し、補助事業を実施する年度につき3回を上限に交付するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、片付け作業に要した費用のうち、次に掲げる各号の合計とする。なお、産業廃棄物にかかる処分費用等は補助金の交付対象とはしないものとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業者に依頼する際のごみの収集運搬料金及び処分手数料

(2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第11条及び第19条に規定する料金（特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金）

(3) 家財道具の整理及び分別を依頼する際にかかる費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費の10分の10に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、その上限は200,000円とする。ただし、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が法人の場合、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないものとする。

（交付申請）

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助事業の着手前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 地域利用バンク登録完了通知書の写し

(3) 空き家室内及び家財道具等の写真

(4) 補助対象経費が分かるもの（見積書）の写し

(5) 対象空き家の所有者または共有者が片付け作業及び本補助金の交付の申請に同意していることを証する書類の写し

(6) 賃貸及び売買等に係る契約書の写し（第3条第1項第2号に該当する場合のみ）

(7) その他市長が必要とする書類

2 補助事業者は、片付け作業を行った業者に対し補助金の受領を委任することができる。受領委任をする場合は、補助金交付申請書（様式第1号の2）にその旨を記載するか、振込先口座変更届（様式第1号の3）を市長に提出すること。

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の着手)

第9条 補助事業の着手は、前条第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは、前条第1項の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が片付け作業にかかる請負契約を締結することをいう。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員を対象空き家に立ち入らせ、関係書類を検査させ、もしくは関係者に対して質問させることができる。

(事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、片付け作業の完了後、速やかに、または当該事業の交付決定通知書の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第8号）
- (2) 片付け作業後の室内の写真
- (3) 片付け作業にかかる契約内容を証する書類（請負契約書等）の写し
- (4) 補助対象経費が分かるもの（請求書または領収書）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査等により完了検査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定する。

(交付額の確定)

第14条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書(様式第9号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付額(補助事業の内容等を変更(軽微な変更を除く。以下同じ。))した場合にあっては、交付決定変更)と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

3 第1項の通知後、又は通知を省略したときは交付額の確定後、市長は速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定(補助事業の内容等を変更した場合にあっては、交付決定変更)の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(広報への協力)

第16条 補助事業者は、ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うものとする。

2 前項に基づく了承について、補助事業者が対象空き家の所有者と異なる場合は、事前に所有者の承諾を得ておくものとする。

(業務の委託)

第17条 市長は、補助金交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。